

2016

7

NO.190



「税と暮らしを考える」広報誌

えどがわきた

「生きる」を創る。

Aflac

会員様ですとアフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。

0120-777-596

(一社)江戸川北青色申告会担当代理店

吉田保険サービス

発行：一般社団法人江戸川北青色申告会 〒132-0025 江戸川区松江 2-23-13 TEL03 (3656) 0621 FAX03 (3656) 1104

第四回 定時総会特集号



大村会長のあいさつ

平成 28 年 5 月 19 日、グリーンパレスに於いて「第四回定時総会」が行われました。

総会当日は、多数の方の出席がありご来賓の皆様にも多数のご祝辞を頂戴いたしました。

総会は会長の挨拶に始まり、総会の議案事項となり、その後、来賓の方々にご祝辞を頂戴いたしました。

また、関東自動車共済協同組合より平成 27 年度活動表彰として、また「青色保険制度」の普及推進を行ったとして、東京青色申告会共済会より披露され、無事「第四回定時総会」が無事終了となりました。

第四回 総会議案

議案

- 第一号議案 平成 27 年度事業報告書承認の件
- 第二号議案 平成 27 年度収支計算書報告及び監査報告承認の件
- 第三号議案 労働保険事務組合規約一部変更の件
- 第四号議案 理事及び監事候補者商人の件

報告事項

- 報告 (一) 平成 28 年度事業計画書報告の件
- 報告 (二) 平成 28 年度収支予算書報告の件
- 感謝状贈呈 退任役員、職員功労表彰

来賓祝辞

- 江戸川北税務署 松岡署長
- 江戸川区役所 畔柳総務部長
- 江戸川都税事務所 藤井所長
- 税理士会江戸川北支部 小島支部長



江戸川北税務署
松岡署長 (左)



江戸川区
畔柳総務部長
(右)



江戸川都税事務所
藤井所長 (左)



東京税理士会
江戸川北支部
小島支部長
(右)

平成 27 年度事業報告

※詳細は事務局またはホームページをご覧ください

第四回
定時総会
(抜粋)

会員数報告

- 平成 27 年 4 月 1 日現在：会員数 4,822 名（※内準会員 146 名）
- 平成 28 年 3 月 31 日現在：会員数 4,761 名（※内準会員 142 名）

会員の相談に関する事項

会員相談内容別件数（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

相談内容	相談件数
記帳相談（会計ソフト、指導会場含む）	1,720
決算相談	5,272
源泉相談	962
年末調整相談	635
共済、傷害、PL、火災、自動車等保険相談	330
廃業、開業、入退会相談	579
その他（減価償却、償却資産税等）	1,434
合計	10,923

貸借対照表

平成 28 年 3 月 31 日現在

（単位：円）

資産の部

負債の部

	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 26 年度	平成 27 年度
流動資産合計	17,121,914	17,842,387	流動負債合計	4,892,843	2,771,056
基本財産合計	19,700,000	19,700,000	固定負債合計	49,005,393	28,869,913
有形固定資産合計			正味財産の部	114,579,348	111,349,422
	131,103,428	105,120,062	正味財産		
無形固定資産合計			（うち当期正味財産		
	552,242	327,942		△2,632,165	△3,229,926
資産の部合計	168,477,584	142,990,391	資産の部合計	168,477,584	142,990,391

平成 28 年度 収支予算書

1. 事業活動収入の部

会費等収入	88,000,000
事業収入	27,650,000
負担金収入	300,000
雑収入	325,000

事業活動収入の部合計 148,022,307

2. 事業活動支出の部

管理費支出	
人件費支出	14,400,000
渉外費支出	1,000,000
需用費支出	5,020,000
事務所費支出	8,400,000

管理費合計 28,820,000

事業費支出

会議費支出	1,000,000
人件費支出	57,600,000
事業費支出	31,661,000

事業費支出合計 90,261,000

事業活動支出合計 119,081,000

事業活動収支差額 △2,806,000

3. 投資活動収支の部

投資活動支出

固定資産取得支出	2,900,000
特定資産取得支出	5,232,855
予備費支出	1,200,000

当期収支差額 △12,138,855

前期繰越収支差額 13,163,854

次期繰越収支差額 1,024,999

平成 27 年度 収支計算書

1. 事業活動収入の部

会費等収入	88,752,000
事業収入	28,622,452
負担金収入	433,300
雑収入	529,210
取崩収入	29,685,345

事業活動収入の部合計 148,022,307

2. 事業活動支出の部

管理費支出	
人件費支出	18,214,323
渉外費支出	810,400
需用費支出	4,382,153
事務所費支出	7,314,861

管理費合計 30,721,737

事業費支出

会議費支出	849,509
人件費支出	72,857,291
事業費支出	27,078,073

事業費支出合計 100,784,873

事業活動支出合計 131,506,610

事業活動収支差額 16,515,697

3. 投資活動収支の部

投資活動支出

固定資産取得支出	1,706,196
特定資産取得支出	11,627,351
予備費支出	137,900

当期収支差額 3,044,250

前期繰越収支差額 10,119,604

次期繰越収支差額 13,163,854

平成28年度 江戸川北青色申告会理事

会長（執行理事） 大村 耕一
 副会長（執行理事） 加藤 繁男
 副会長（執行理事） 加藤三千夫
 副会長（執行理事） 佐川 信夫
 副会長（執行理事） 松丸 廣
 副会長（執行理事） 小原 忠一
 理事 磯ヶ谷栄子
 理事 飯塚 和一
 理事 岩間 洋介
 理事 枝 泰寿
 理事 加藤 友蔵
 理事 形屋 顕弘
 理事 門屋 真一
 理事 小室 輝夫

執行理事の皆様



理事 芝崎 正孝
 理事 白石 和夫
 理事 鈴木 武夫
 理事 鈴木 一
 理事 山本 範雄
 理事（執行理事） 大久保 忠
 監事 林 昭雄
 監事 須賀 敏元
 平成28年度
 理事 20名
 監事 2名

理事・監事の皆様



平成27年度表彰をいただきました

平成27年度、関東自動車共同組合より、「新規台数および保有台数キャンペーン」において大きな成果を収めたとして、感謝状を頂戴いたしました。

表彰状を頂戴いたしました。これも、日頃より会の活動にご理解をいただき、加入活動に対する会員の皆様の賜物と心より感謝しております。

また、東京青色申告会連合会共済会より、「青色共済及び東京青色傷害保険、東京青色がん保険」の制度について、趣旨を理解し、普及に成果を上げたとして、

今度とも、会員皆様により良い福利厚生のため、会の活動の発展のために、普及活動を行ってまいります。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

関東自動車共済と

大村会長



東京青色申告会共済会と

大村会長



あなたと夢を、ごいっしょに。

PanaHome



家づくりサポートに関するお問い合わせは江戸川北青色申告会まで

■ ■ ■ 各地域祭りに参加 ■ ■ ■

平成28年5月の日曜日、鹿骨区民館祭、西小岩まつり、中央地域まつり参加してきました。今回の地域祭りではバルーン風船を各地域に用意し風船を配布しながら、アンケートに答えていただく方法を行ってみました。各地域とも、お昼には風船がなくなっていました。各地域工夫を凝らして、会場に呼び込み、青色申告会をアピールしていました。



5月15日(日)
鹿骨区民館祭の様子



5月22日(日)
西小岩まつりの様子



5月22日(日)
中央地域まつりの様子



経営者のための退職金制度です!

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)

または会社等の役員の方が廃業や

退職後の生活資金、事業再建資金を

あらかじめ準備しておく共済制度です。

おかげさまで、今年50周年を迎えました。

50th

制度の特長

① 全国125万人が加入

昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者約125万人が加入しています。(H27.3末現在)

② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

中小機構

TEL:050-5541-7171
(共済相談室)

小規模企業共済

検索

www.smrj.go.jp/skyosai





新不動産帳簿のお知らせ

青色申告会の不動産用帳簿が生まれ変わりました。現在お使いいただいている帳簿の形式に変えて新しい記入方法で不動産の収入、経費の集計が行える形になっています。新しい帳簿の記帳相談を下記の日程で説明会方式で行います。ご予約の上、お気軽にご参加ください。

新 不動産帳簿価格 **1,000** 円

不動産用帳簿説明会

日 時：平成 28 年 7 月 13 日（水）

時 間：10：00 より

場 所：松江事務局 3 階

お申込み：松江事務局 03（3656）0621



家庭用常備薬販売はじめました

このたび、会員福利厚生の一環として、家庭用常備薬の販売を始めました。詳しくは今月号に配布されておりますパンフレットをご覧ください。価格も斡旋価格でご用意しております。

お申し込みは F A X または宛名ラベルを切り取り、封筒にて郵送してください。

【宛名ラベル】（切手不要）

134-8790
075
東京江戸川区臨海町5丁目2番2号
三共ビル4階

8015 白石薬品株式会社
東京青色申告会連合会 共済会
担当者 行

差出有効期間 平成29年4月12日まで
切手はいりません

家庭用常備薬申込書在中

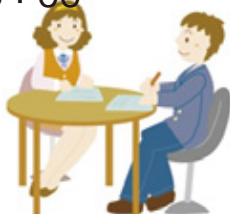
定形郵便物

事務局 3 階 税理士無料相談会

平成 28 年度の税理士無料相談会です。
ご希望のご予約はお早めに事務局までご連絡ください。

予約日	予約時間
7 月 6 日（水）	①10：00～
8 月 3 日（水）	②11：00～
9 月 14 日（水）	③13：00～
10 月 5 日（水）	④14：00～
11 月 2 日（水）	⑤15：00～
12 月 7 日（水）	⑥16：00～
1 月 11 日（水）	

お申込・お問い合わせ
03-3656-0621



上半期（1月～6月）

の源泉納付は

7月**1**日

源泉所得税 （納期の特例）	納付期限	納付方法
1月～6月	7月11日	税額あり →金融機関で納付
7月～12月	1月20日	税額なし →納付書を税務署へ提出

挑戦

7月号から10月号連続企画

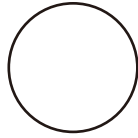
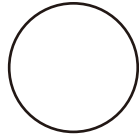
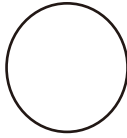
チャレンジ四文字

7月号

8月号

9月号

10月号



上記の四文字を埋めて、応募してください。抽選で20名の方に「東京ディズニーリゾート割引券」をプレゼントいたします。

応募方法（はがきで）

- ① 会員番号
- ② クイズの答え
- ③ 住所、氏名
- ④ 広報誌「えどがわきた」の感想

使用済切手回収のお願い



女性部では東京青色申告会連合会女性部を通して、使用済切手を寄付しております。これは目の不自由な方への支援団体活動へつなげるものとなります。ぜひ、お手元の使用済切手を保管して頂き、事務局までお持ちください。皆様のご協力よろしくお願い申し上げます。

また、事務局へ切手をお持ちいただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

マイナンバーカードを申請しよう!!

① 写真を貼り、郵送する

② パソコンから送信する

③ タブレットやスマートフォンで送信する

※ 電子証明書は必要です



個人番号カード到着



ツカエル青色申告を始めた方やツカエル青色申告をご利用の方はパソコンをお持ちください。インターネットに繋いで相談いたします。

（松江事務局のみ）

青色申告会の会計ソフト

ツカエル 年間指導料・ソフト代込

青色申告 ¥6,000-



パソコンの故障や万一のときにも安心です
クラウドでデータを保存
あんしんデータお預かりサービス

青色申告会の会計ソフト
ツカエル
青色申告
年間指導料・ソフト代込
¥6,000-
クラウドでデータを保存
お申し込みは松江事務局まで

事務局カレンダー

7月4日	広報委員会
7月12日	女性部役員会
7月13日	不動産帳簿説明会
7月14日	青色ドック
7月14日	小岩休館
7月21日	潮干狩り
8月2日	連絡協議会

青色申告会口座引落スケジュール

各明細	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会費	●			●					●			
青色共済	●			●			●			●		
簡保小規模	●	●	●	●		●			●		●	
ビスソフト			●									
傷害がん	●						●					

※丸印の月に各明細金額を引落させていただきます。
※傷害・がんにつきましては、東京青色申告会共済会より引落しとなります。
※残高のご確認をよろしくお願いいたします。金額については、お問い合わせください。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅 に係る固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成30年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります）

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
（1月1日新築の場合は翌年の2月末）

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成30年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。

昨年度に引き続き、平成28年度も

小規模非住宅用地の 固定資産税・都市計画税を減免します

23区内



減免対象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限りません。

減免割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続 減免を受けるためには、申請が必要です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りする予定です。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

【お問合せ先】江戸川都税事務所 3654-2151（代）